

会 議 記 録 (要 旨)

会 議 名	杉並区青少年問題協議会		
年 度	平成 30 年度	開 催 回	第 2 回
日 時	平成 31 年 1 月 30 日 (水) 午前 10 時 00 分～12 時 00 分		
場 所	杉並区役所中棟 5 階 第 3・4 委員会室		
出 席 者	委員名	阿部委員、岩船委員、川名委員、大木委員、田中委員、増本委員、伊藤委員、渡邊委員、岩崎委員、大竹委員、田谷委員、山田由理子委員、高橋委員、山田哲委員	
	事務局	子ども家庭担当部長、教育委員会事務局次長、保健福祉部管理課長、子育て支援課長、児童青少年課長、子どもの居場所づくり担当課長、教育委員会事務局庶務課長、済美教育センター所長、済美教育センター統括指導主事、済美教育センター指導主事	
傍 聴 者	0 名		
配 付 資 料	<p>座席表</p> <p>資料 1 杉並区総合計画・実行計画(平成 31～33 年度)抜粋</p> <p>資料 1-2 学童クラブの整備及び小学生の放課後等居場所事業の実施予定</p> <p>資料 2 杉並区立施設再編整備計画(第一期)第二次実施プラン(平成 31～33 年度)抜粋</p> <p>資料 2-2 子ども・子育てプラザの整備予定について</p> <p>資料 3 杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成 31～33 年度)抜粋</p> <p>資料 4 すぎなみ小・中学生未来サミット区役所展示について</p> <p>資料 5 「平成 29 年度児童生徒の問題行動・不登校等生活指導上の諸課題に関する調査」の結果等について</p> <p>参考 保護司の人数と充足率について</p>		
会 議 次 第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 杉並区総合計画・実行計画(平成 31～33 年度)の改定等について</p> <p>(2) いじめ防止対策等の取組について</p> <p>① 「すぎなみ小・中学生未来サミット」について</p> <p>② 「平成 29 年度児童生徒の問題行動・不登校等生活指導上の諸課題に関する調査」の結果等について</p> <p>(3) 杉並区保護司会の活動状況等について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>		
会議内容(要旨)			
児童青少年課長	<p>1 開会</p> <p>(子ども家庭担当部長挨拶)</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 杉並区総合計画・実行計画(平成 31～33 年度)の改定等について</p> <p>(「資料 1 杉並区総合計画・実行計画(平成 31～33 年度)抜粋、資料 1-2 学童クラブの整備及び小学生の放課後等居場所事業の実施予定、資料 2 杉並区立施設再編整備計画(第一期)第二次実施プラン(平成 31～33 年度)抜粋、資料 2-2 子ども・子育てプラザの整備予定について、資料 3 杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成 31～33 年度)抜粋」について説明)</p>		
委員	<p>(質疑・意見等)</p> <p>学童クラブや小学生の放課後等の居場所を小学校内に移転するに当たり、子どもたちが放課後等の時間を過ごすためのしっかりとした場所を確保してもらいたい。</p>		

子どもの居場所づくり担当課長	これまでも学校教育に影響がないよう、学校と十分調整を図りながら、場所の確保等を図っている。また、体育館や校庭などを利用している団体とは、利用開始時間を16時から16時半に変更できないかなどの調整を丁寧に行いながら、子どもたちの居場所の確保に努めている。
委員	旧和泉児童館の再編整備に関して、小学生の利用がプラザに転用した以降、約2倍になったとのことだが、学童クラブの利用人数は含まれているのか。杉並和泉学園内では、学童クラブと小学生の放課後等居場所事業を一緒にやっているが、同じ場所にあるから相乗効果として子どもが集まるとか、放課後そのまま小学校内で遊べることで増えているなど、利用人数が増えた要因については、どのように考えているか。
子どもの居場所づくり担当課長	まず、学童クラブの利用人数は除いている。また、これらの事業について、保護者からは、学校に居ながら、移動することなく、子どもたちが安全に過ごせるとか、保護者会などがあるときに、子どもたちと一緒に帰れる、といった肯定的な声を聞いている。一方、子どもたちからは、友達と約束をしなくても、その場所に行けば、友達がいてすぐに遊べるといったことで非常に好評を得ている。さらに、入会要件を満たさない児童でも放課後等居場所事業であれば、いつでも行けるので利用しやすいといった話も聞いている。
子ども家庭担当部長	全国的に高まっている保育需要は、就学後の学童クラブ需要につながってくる。そのニーズに合わせて学童クラブの受入枠をしっかりと確保していく必要がある。加えて、そういう家庭の状況にない児童にあっても、放課後や学校の長期休業期間の居場所を整備していくかも重要な課題の一つだと思っている。そこで、区では、学童クラブにしても、小学生の放課後等の居場所にしても、地域にあまねく存在している学校施設を活かして、居場所を充実していくことに取り組んでいる。その一方で、なかなか学校に馴染めない児童もいるため、子ども・子育てプラザにおいて、学校以外の児童の居場所として、職員がきちんと受け止めて、必要な支援を行っている。この子ども・子育てプラザのほかにも、これから区が計画的に進めていこうとしている多世代が利用できる地域コミュニティ施設に受け皿機能を持たせるようにして、それぞれの事情に合わせて、居場所として選択しながら使えるようにしていく予定である。
委員	私も小学校内で放課後の居場所づくり事業（放課後子ども教室）に関わっているが、学校側でも少人数の学級づくりのため、これまで多目的室として使用していたスペースなどを教室に転用するなどしており、放課後等居場所事業で利用できるスペースを確保するのは難しいのではないか。
子どもの居場所づくり担当課長	放課後等居場所事業は、放課後や授業で使っていない時間帯に学校のスペースをシェアさせていただく形で実施している。毎月、体育館や校庭も含め、いつどの教室が使えるかといったことを学校と調整する定例会を設けて、使える場所を確保している。
子ども家庭担当部長	小学生の放課後等居場所事業は、現在、杉並和泉学園と杉並第二小学校で本格実施しているが、学校ごとに施設の使い方は異なり、例えば、杉並和泉学園で使える部屋が、杉並第二小学校ではなかなか使えないということもある。定期的に学校の事情を聴きながら、可能な範囲で個別調整しているのが実情である。ただ、実施している中で、子どももその学校の教育活動の実状の理解を深め、双方で情報をうまく擦り合わせることでできようになったことにより、使えるスペース・頻度が高まってきている。今後とも個々の事情にきめ細やかに対応していくといった視点で、子どもの居場所がより充実したものとなるよう対応していく予定である。

委員	放課後子ども教室の運営は、ボランティアで行っているのが現状であるが、放課後等居場所事業を実施するための予算はどうか。
子どもの居場所づくり担当課長	学校内の学童クラブと併せて、放課後等居場所事業についても、業務委託により実施している。近隣の子ども・子育てプラザの職員が、学校との利用調整など、事業全体の統括管理を行っている。
委員	放課後等居場所事業を実施する学校はどのように決まったのか。
子どもの居場所づくり担当課長	今回の区立施設再編整備計画の改定の中で、区全体の施設再編のバランスや時期などを踏まえて決めている。
子ども家庭担当部長	区立施設再編整備計画の原点にあるのは、ニーズが高い乳幼児親子の居場所機能や学童クラブの需要に添えていくためには、児童館施設という限られたスペースの中だけでは限界がきているということである。一方で、児童館は、地域の方に親しまれ、愛されており、なぜその機能をわざわざ移転するのかという議論はあるが、児童館はいらないからやめるとか、不要だから移転するというのではなく、高まるニーズの変化にどのように添えていくかといった視点から、皆様のご意見を聴きながら、段階的に進めている。総論と各論の部分では当然ギャップはあるが、全ての子どもたちの幸せをどのように環境面で支えていくのかということ、我々も丁寧に進めていく考えなので、ぜひ委員の皆様からも色々ご意見、ご助言等をいただきたい。
委員	児童館再編の効果の検証について、小学生の利用人数が2倍に増えたことは、効果があったという一つの尺度ではあるが、充足感とか充実感という部分は子ども目線、利用者目線でみないとわからないので、アンケート形式で利用者の声を聞くなどし、その中身を調べた上で、次の展開に進めてもらえると良いと思う。
児童青少年課長	子ども目線、利用者目線といったことは、非常に大切なことだと認識している。これまで、子ども・保護者からの声は、児童館及び子ども・子育てプラザ職員が、現場の中で色々聞いており、その声は計画を作成する私どもの方にも届いているが、委員からいただいた意見についても持ち帰り、どのような形で利用者の声をくみ取ることができるのか検討したい。
子ども家庭担当部長	昨年6月1日号の広報すぎなみで、この間の母子保健・子育て支援サービスの取組について、特集記事を掲載した。この中で子ども・子育てプラザの利用者にもインタビューを行い、プラザのどういうところがいいのか、なぜ利用しているのか、今後どのようになるのもっといいと思うかなど、声を伺った。このような意見を踏まえて、必要な見直し、改善につなげていく姿勢は重要であり、今後もきちんと機会を捉えてそういった取組を図っていく。
委員	特別支援学級の児童の学童クラブ受け入れに関して、職員不足で入会を断るといったことはないか。また、放課後等居場所事業についても特別支援学級の児童の利用はできるのか。
児童青少年課長	学童クラブについては、介助が必要な児童がどのような状況なのかを面接等で把握しながら、入会審査会の中で丁寧に確認し、職員の加配をするなどの対応をしっかりとしている。放課後等居場所事業については、職員が一对一で児童をみるのがな

	<p>かなか難しいため、利用に当たっては付き添いをお願いしている。</p>
<p>子どもの居場所づくり担当課長</p>	<p>特別支援学級の児童の学童クラブ受け入れについて、入会の基準を満たしていれば、職員が不足しているからという理由で入会を断ることはない。</p>
<p>委員</p>	<p>放課後等居場所事業の利用に当たり、付き添いが必要だということは残念である。特別支援学級には行っていないが、普通学級のクラスの中にボーダーラインの児童がいた場合に、自然にナビゲートしたり、サポートしたり、ということが普通にできる児童が非常に多いと私は感じている。子どもたちを信じて、分け隔てなく受け入れできる環境づくりをぜひお願いしたい。</p>
<p>委員</p>	<p>私がやっている保護者会のときに集まる居場所は、特別支援学級の児童も引き受けている。普通学級の児童が絵本の読み聞かせをしてくれるなど、他の児童にとっても、とても良い教育効果があると思う。</p>
<p>子ども家庭担当部長</p>	<p>例えば、保育施設などでも、集団の中で常に介助がなくても過ごせる状況であれば、利用いただいている。医療的ケアなどの特別な配慮、介助が必要な場合には、やはり安全責任の問題もあるので、お子様の気持ち、保護者の考え、適切な環境という面でどうかということを保護者とキャッチボールしながら、一番望ましい対応を模索している。委員から話のあったこの問題は、まさに共生社会をどう実現していくのかという大きなテーマだと思っている。そうした共生社会の実現に向けた取組については、庁内においても関連部署とよく議論を進めていかなければいけないことだと受け止めている。</p>
<p>委員</p>	<p>放課後等居場所事業の実施に当たって、地域協力者の募集もしくは受け入れはどのようになっているか。</p>
<p>子どもの居場所づくり担当課長</p>	<p>地域の方、PTA、学校支援本部などの協力を得ながら、実施していく考えである。杉並和泉学園や杉並第二小学校では、絵本の読み聞かせや卓球道場の実施など、地域の方々と一緒になって、子どもの居場所づくりを進めている。</p>
<p>委員</p>	<p>資料1の7頁に、いじめ・不登校対策の推進として、スクールソーシャルワーカーの派遣を充実させるとあるが、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割の違いや資格要件について教えてほしい。</p>
<p>済美教育センター所長</p>	<p>スクールカウンセラーは、東京都から各小中学校に1名が派遣されており、週1日常駐（8時15分から16時45分）という形で、子どもや保護者からの相談を受けている。スクールソーシャルワーカーは、面談やカウンセリングというよりも、子どもに寄り添い、問題を抱えた子どもと家庭、学校、関係機関等をつないでいき、子どもの環境、家庭環境を調整していく役割を担っている。主に社会福祉士の資格を有する者を済美教育センターで10名雇用している。各学校から派遣の要請を受けて、学校に行ったり、ときには子どもの自宅や子どもが利用している施設に訪問したり、子どものその時々状況に応じて、柔軟に対応している。</p>
<p>委員</p>	<p>スクールカウンセラーが受けている相談件数や相談内容の傾向などについて、教えてほしい。</p>
<p>済美教育センター所長委員</p>	<p>平成29年度実績で、小学校が13,681件、中学校が6,317件である。傾向としては、小中学校ともにいじめ・不登校に関する相談が多い。本校では、スクールカウンセラーの1日当たりの相談件数は、4、5件である。対</p>

	<p>象は、保護者や子ども本人のこともある。現場からは、もっと派遣日数を増やしてほしい、できれば常駐をとという声は上がっている。スクールソーシャルワーカーは、不登校の児童や、色々と課題があって学校に馴染めない児童、あるいは保護者の養育が難しいというようなケースについて、家庭の中に一緒に入っていくことができるという強みがある。本校では、現在4人くらいのケースについて、スクールソーシャルワーカーに入ってもらっている。杉並区は割と早い段階からスクールソーシャルワーカーを入れており、この間に体制を10名まで増やしてきた経緯がある。今後も、このニーズは増えていくだろうが、いじめ・不登校対策の推進という点では、一定の成果を上げていると思う。</p>
委員	<p>スクールカウンセラーの部屋は、特別な部屋があるのか。</p>
済美教育センター所長	<p>教育相談室として、1つ部屋が確保されている。</p>
委員	<p>全校に学校司書が配置されているが、スクールカウンセラーと学校司書の連携などはされているか。カウンセリングルームのような特別な部屋の扉を開けるのは非常に勇気のいることだと思う。子どもたちが行きやすい図書室という場所でスクールカウンセラーと学校司書が連携して、児童の悩みや気持ちを汲めるような仕組みはできないか。</p>
済美教育センター所長	<p>学校には、不登校児童や発達障害がある児童など、課題を抱えた児童を学校組織としてどのようにサポートしていくかを検討する校内委員会がある。その中で学校司書も含めて、連携する体制・組織はすでにあるので、それを充実させていくことが大事である。</p>
済美教育センター指導主事	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(2) いじめ防止対策等の取組について</p> <p>(「資料4 すぎなみ小・中学生未来サミット区役所展示について」説明)</p>
済美教育センター統括指導主事	<p>(「資料5 「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生活指導上の諸課題に関する調査」の結果等について」説明)</p>
委員	<p>(質疑・意見等)</p> <p>私が大学で公認心理士の養成等に当たっている中で、スクールカウンセラーから「相談内容について、校長先生から報告を求められる」という話を聞くことがある。校長先生としても危機管理のためにということがあるのはわかるが、スクールカウンセラーに相談したことが校長先生にわかってしまうのであれば、相談に行けないという声もあるので、その点は留意いただきたい。</p>
済美教育センター統括指導主事	<p>スクールカウンセラーが受けた相談内容について、全てを校長先生に報告することではなく、命の危険がある場合など、これはという専門家の判断もあると思う。スクールカウンセラーと学校が信頼関係をしっかりと結んで、独立した部分と協同でやっていく部分をしっかりと押さえていくことが大事だと改めて感じたところである。</p>
委員	<p>高校でリレーション授業というものを8年ほどやっており、ソーシャルスキルト</p>

	<p>レーニングを実施している。人間関係の構築が難しい子が多いので、小中学校でもソーシャルスキルトレーニングを実施すれば、うまく言葉のやりとりができずに叩いてしまうとか、断れなくて嫌な思いをするということもなく、楽しい学校生活になると思う。</p>
<p>済美教育センター統括指導主事</p>	<p>ソーシャルスキルトレーニングに特化した取組をしている学校もあるが、普段の授業の中で意図的に子どもたちの人間関係を構築するような仕掛けをし、国語や算数などを教える中でも取り組んでいくことができると思っている。人間関係をうまく築いていく力というのは、両面の取組から育てていくことが大事だと思っている。ソーシャルスキルトレーニングの授業や指導を行うためには、教員も勉強をして、しっかりとしたスキルを持たないと、上手くいくものも上手くいかなくなってしまう。校内で検証している学校もあるが、教育委員会の研修でも取り上げたりしながら、教員のスキルアップにつなげていきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>資料5「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生活指導上の諸課題に関する調査」の結果等の報告ではなかったが、LGBTの問題によって、学校に行きにくいとか、いじめられるということがあると思うので、その視点も加えてもらいたい。</p>
<p>済美教育センター統括指導主事</p>	<p>LGBTに関わる視点については、本当に繊細な問題でもあり、学校としてもどのように扱っていけばいいのかというのは日々悩んでいるところである。私自身が受けた研修の中で講師の先生から、「そういう対象の児童がいるからどうということではなく、いてもいなくても、誰でも心地よく、過ごしよい環境を作っていくことがそういう子たちの心を救うことになる」ということを学んだ。本当にそれがとても大切なことだと感じたので、そういう気持ちでこれからも学校にも支援をしていきたいと考えている。</p>
<p>委員</p>	<p>私立の中学校に通っていた児童が、不登校になって学校に行けなくなり、結局、退学をして、区立の中学校に通うということがあると思うが、そのような生徒に対しては、どのような対応をしているか。</p>
<p>済美教育センター統括指導主事</p>	<p>個々のケースとなるため、一つの方法があって、このように対応しているという答えにはならないが、もし、ご家庭や生徒とよく話し合った中で、これを一つのきっかけとして再出発をしたい、新たに頑張っていきたいということであれば、最初は学校の中で過ごす時間を少しずつ長くしていくような取組をしてみる。また、なかなかそのようにはいかないということであれば、中学校とつながる方策を考えて、例えば、手紙を届けるところからになるか、新しい会ったことのない教員になるので、そこもハードルは高いと思うが、顔をつなぐところからにしようか、そこにスクールソーシャルワーカーも同席しようかなど、本当に個々に応じた取組をしていくことが大事だと考えている。</p>
<p>委員</p>	<p>資料5 3頁の「学校では、不登校の現れた初期段階から、要因に応じて、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、児童相談所等と連携を図りながら、明確な役割分担のもとに専門性を生かした対応の充実に努める。」という記述があるが、これは学校側からのアプローチということか。</p>
<p>済美教育センター統括指導主事</p>	<p>まず初期段階としては、やはりその中心は学校になる。学校からのアプローチとともに、保護者、当該児童生徒が大きな悩みを持っているようであれば、教育相談を並行して活用していくことで、教育委員会が関わるなど、色々な広がりが出てくると考えている。</p>
<p>委員</p>	<p>小中一貫教育を行っている中で、授業や行事を共同で実施しているところかと思う</p>

	<p>が、生活指導という部分では、小学校と中学校で先生方の取り組み方が違うと思う。小中学校の先生の間で情報共有することで、何かすごく改善することができたということがあったら教えてもらいたい。</p>
<p>済美教育センター統括指導主事</p>	<p>小中学校の教員が一緒に受ける研修などの機会を捉えて、改めて小中学校の教員が話すことで、互いの考え方の違いを知ることが重要であると考えている。それ以外にも必要に応じて情報を共有する場を設けて、中1ギャップという言葉もあるが、必要以上の過度なギャップを子どもたちに与えて、不安を生じさせることがないよう、個々に応じて丁寧に対応し、なだらかな接続となるよう努めているところである。</p>
<p>委員</p>	<p>資料5「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生活指導上の諸課題に関する調査」の結果は、すでにどこかに報告されているのか。調査結果の記述では、「暴力行為においても、いじめにおいても、発達にかかわる課題があるから起きている」というように読めてしまう。発達にかかわる課題がある子に原因や問題があって、いじめや暴力行為が起きているのではなく、その子を理解していない環境があるから、その子が過剰反応をしてしまうことに原因があるのだと、私は認識している。現在の記述では、発達にかかわる課題を抱えている子が悪い、その子が適応していないから問題になっているように受け取られかねないので、記述の変更はできないか。</p>
<p>委員</p>	<p>発達にかかわる課題があることは支援されるために診断されるものである。発達に個性があることは、悪いことではないとっておいて、発達にかかわる課題があると、いじめも起きるし、暴力行為も起きるということを一緒に見せるのは、ダブルバインドにならないか。</p>
<p>済美教育センター統括指導主事</p>	<p>もっと文章を吟味しなければいけなかったと反省をしたところである。今後の考えていく方向として、貴重な意見として受け止めている。</p>
<p>教育委員会事務局次長</p>	<p>教育委員会と区議会の文教委員会の方には、すでにこの内容で報告している。また、区公式ホームページなどにもこの内容で掲載しており、過去の資料を修正するのは難しいが、今後、誤解を招くような記述とならないよう十分注意していきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>発達課題があるのが問題ではなくて、そこを理解されていないところに問題がある。まさにそれは生きづらさを感じていて、その表現行動として、暴力行為やいじめが起きているという結果にすぎない。それは傍からみれば、なにをやっているのかということになるが、その本人にとっては、表現行動であって、そこはしっかりと周りの大人が理解をしておかなければいけない。今後は、そういう視点を持ちながら、文章表現に注意してもらえればよいと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>現場の感覚からいうと、「おまえ、何で睨んでいるんだよ」、バンと殴ってしまうという世界がある。これを教育委員会に報告する場合には、暴力行為としてカウントせざるを得ないし、その原因はとなると、暴力行為をした子に発達にかかわる課題があるというように、報告する傾向はある。この子がいるからだめだということにならないよう、それぞれの学校事情の中で、その子にとって最善のことはなにかということをやっている。発達にかかる課題があるので、これがいじめや不登校につながっているという直結した考え方は、やはり不適切だと思うし、そのように受け取られかねない文章表現については、整理していただくのがよいと思う。</p>

委員	<p>(3) 杉並区保護司会の活動状況等について (「杉並区保護司会の活動状況等について」説明)</p> <p>杉並区保護司会は、区内に3署ある警察署(杉並・高井戸・荻窪)の分区に分かれて、各保護司がそれぞれの働きをしている。</p> <p>保護司は、法務大臣が委嘱する更生保護のボランティアである。年齢要件としては、最初の委嘱時66歳未満であること、また、定年は76歳である。任期は2年である。</p> <p>杉並保護司会の主な更生保護活動は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅頭広報活動 区内のJR・私鉄の17駅で、近隣の小・中学生が中心になって、毎年7月に「社会を明るくする運動」の一環として実施している。 ・ Suginami ひまわりフェスタ 毎年7月にセシオン杉並で、罪を犯した人が二度と過ちを繰り返さないようにするためには、地域社会がどう受け入れたら良いかを考えるイベントである。商店街の模擬店や警察(薬物問題)の展示をしたりしている。 ・ すぎなみフェスタ 保護司会としてブースを出して広報活動をしている。 <p>保護司や更生保護活動団体の活動拠点である「杉並区更生保護サポートセンター」には、企画調整保護司(現在13名)が常駐し、相談を受けている。保護司は、更生保護施設から出てきた保護観察対象者(犯罪や非行をした人)の生活状況などについて確認するため、月に1、2回面談を行っている。自宅で面談ができない場合は、サポートセンターの会議室を利用し、面談を行っている。</p> <p>保護司の主な活動は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護観察 毎月、保護観察対象者の生活状況などについて確認し、相談に応じて指導や助言を行う。 ・ 生活環境調整 矯正施設などに収容されている人が、仮釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、帰り先の調査、引受人との話し合い、就労の確保などを行って受入れ態勢を整える。 <p>杉並区における保護司の人数は、平成30年12月末時点で81名である(杉並区の人口に対して、割り当てられた定数は134名)。</p> <p>保護司の充足率を向上させるため、町会連合会に対して、保護司の推薦を依頼するなどしているが、なかなか成り手がいないため、段々人数が減っている。</p> <p>(質疑・意見等)</p>
委員	<p>保護司の充足率は、全国平均も90%と足りない中であって、この杉並区は60%という現状にある。活動についても誤解されている場合があったりするので、質問を受けながらその誤解などが解ければよいと思う。</p>
委員	<p>保護観察対象者も減ってきてはいるため、81名でも何とかなっている。保護司一人で7人、8人担当していた時期もあったが、現在は、1人か2人である。件数自体は減ってきているが、特殊詐欺はすごく増えている。中・高校生が特殊詐欺の受</p>

	け子として、犯罪に手を染めてしまうが増えている。
委員	ネグレクトを受けているような中・高校生は、そういう犯罪をする人が優しく、大事にしてくれるので、その人たちに対して、悪い思いを持っていない。そういった意味では、青少年が巻き込まれているようなところがある。
委員	楽しんで小遣い稼ぎができるという感覚でやっている。親は知らず、内緒でやっている。
委員	特殊詐欺の受け子は、インターネットのサイト上でアルバイト感覚で募集している。受け子は1回で3万～5万もらえる。男女関係なくやっている。そのほかに、インターネット上で下着の売買や援助交際を持ちかける書き込みをするケースが非常に増えている。その対策として、警視庁ではサイバー補導を行っている。警察官が誘導して、ネット上で取引をして、駅などで待ち合わせをして補導している。親の知らないところでというのが結構ある。小中学校と連携し、子どもたちや保護者に対して、インターネットを利用する際の危険性について、学習してもらっている。
委員	保護司会から町会連合会に対して、保護司の推薦を依頼しているという話があったが、町会としてはどのような取組をしているか。
委員	私どもの町会では、欠員が出ると必ず補充する努力はしている。常日頃から対象となりそうな方をチェックしている。
委員	保護司が退職すると、その地区に保護司がいなくなってしまう。退職する場合は後任を探してから辞めてもらうようにはしている。
委員	保護司になるにはどのような手続きを踏むのか。
委員	保護司からの推薦が必要である。対象となる方がいた場合、まず、杉並区保護司会の会長、副会長、その地区の保護司が面接をする。そして、杉並区保護司会の常任理事会（委員13名）で、推薦状などを確認し、承諾を得た場合は、本人に書類を提出してもらおう。杉並区保護司会の会長と杉並区長の意見を添えて、法務省に書類を提出し、審査を受ける。法務省の承諾を受けて、保護司として委嘱されることが決定するため、法務省に書類を提出したからといって必ずしも保護司になれるわけではない。法務省の承諾が出るまでは、周囲にも話をしないようにしてもらっている。
委員	私も保護司に紹介された保護観察対象者を就労支援で面倒みたことがある。いろいろと問題があり、職場の中でうまくいかないことがあるなど受け入れた側も大変だった。
委員	保護司会でも、保護観察対象者を受け入れてくれるよう、いろいろな会社に働きかけている。就職しても仲間とうまくいかなかったり、短期間で辞めてしまったりする人が多いので、協力してくれる会社を探すのも苦慮している。
委員	私も保護司を定年まで勤め、73名ほど担当した。私の場合は事務所があったので、そこで面談をしていたが、保護司をやるか考えるときに、自宅に保護観察対象者を呼んで面談をすることに少なからず抵抗や不安はあるかと思う。そこで、私が杉並区保護司会の会長をやっていたときに、杉並区に対して、保護司が保護観察対象者を呼んで面談できる場所をつくってもらいたいと協議をして、今の杉並区更生保護サポートセンターを立ち上げたという経緯がある。

委員	保護観察対象者と面談をしていて感じたのは、幼児期と家庭に問題を抱えているということである。
委員	今の話は、犯罪者一人一人と面接した留岡先生が「みんな不幸な子ども時代を過ごしていた」ということで、家庭学校という感化院（現在の児童自立支援施設）を作ったというところと相通ずるものを感じた。保護司の活動という話ではあったが、根っこのところでは、この青少年問題協議会の活動にも大きく関わっていると改めて認識した。
児童青少年課長	<p>3 その他</p> <p>皆様の青少年問題協議会委員としての任期は、平成31年7月26日までであるため、時期をみて、推薦団体宛てに改めて推薦依頼と区民委員の公募の手続きを進めていく。</p> <p>(閉会)</p>